

# 境界確定図作成等マニュアル

令和7年4月1日

## 1 目的

このマニュアルは、平塚市（以下「本市」という。）の道水路等境界確定図の作成方法と、その作成に関し必要な事項を定める。

## 2 用語の定義

- (1) 1 スパン 境界点の2点間をいう。
- (2) ラップ 図面作成時に、新規確定区間と確定済区間をつなげて（点間距離に変化のない区間まで表示）図示することをいう。

## 3 境界確定図を作成するにあたって必要な事項

境界立会の結果、協議が成立したときは隣接地所有者承諾書に立会人からの承諾を得て境界を確定し、境界標を設置しなければならない。

## 4 隣接地所有者承諾書の作成方法

- (1) 隣接地所有者承諾書は、隣接地所有者ごとに作成する。
- (2) 路線及び水路が複数の場合は、次の順番で記入する。
  - ア 幹道（真土金目線等名称で記載する。）
  - イ 認定路線の若い番号
  - ウ 認定外路線
  - エ 水路
- (3) 境界立会いでは、隣接地所有者に対し境界立会線形案の説明を行い、合意が得られた隣接地所有者から隣接地所有者承諾書に立会人の承諾を得る。
- (4) 隣接地所有者承諾書への記入について、承諾者が隣接地所有者以外である場合は、隣接地所有者から承諾者への委任状を併せて受領する。
- (5) 登記上の隣接地所有者が死亡している場合、本市が必要と判断した隣接地所有者の配偶者、子等の相続関係人より隣接地所有者承諾書、若しくは境界立会いで承諾した者への委任状を受領するものとする。また、相続予定人が確定している場合（登記変更申請中である場合等）は、登記変更申請した日を相続予定人より確認した上で、その者から承諾を得る。
- (6) 判断能力が不十分な隣接地所有者の対応については、本市と協議する。

## 5 測量方法

測量を行う場合は、トータルステーション若しくはそれと同等以上の測量機器にて行うものとする。

## 6 4級基準点の設置方法

- (1) 4級基準点を設置する場合は、世界測地系（測地成果2011）を使用する。ただし、街区基準点設置区域外等世界測地系での測量が難しい箇所は、本市と協議の上で日本測地系若しくは任意基準点を使用する。
- (2) 本市が支給する基準点鈎は、コンクリート構造物に設置することを基本とする。ただし、構造物のジョイント部分や側溝の蓋等の可動部分には基準点鈎を設置しない。また、砂利道等で基準点鈎が設置できない場合は、プラスチック杭を埋設し、杭頭部に基準点鈎を設置する。
- (3) 基準点鈎の使用区分は、D I D地区では「平四級」を4級基準点に使用する。
- (4) 本市が支給する基準点鈎の設置位置は、可能な限り、他の基準点鈎が2点以上見通しできる場所とする。
- (5) コンクリート構造物に設置できない場合は、本市と協議するものとする。
- (6) 4級基準点が亡失又は変位している場合は、速やかに本市に報告し、本市と対応を協議するものとする。

## 7 3級以上の基準点に異常があった場合について

3級以上の基準点が亡失又は変位している場合は、速やかに本市に報告し、本市と対応を協議するものとする。

## 8 境界標の設置方法

境界確定した場合は、次の基準に従い境界標を設置する。

- (1) 直線区間の市境界標の設置間隔は40m以内を標準とし、民地と民地の境界付近を避けて設置する。
- (2) ラップ区間の直線上の既設境界標が、境界標間の辺長が5m未満で、かつ、その境界標を撤去した場合の境界標間の辺長が40m以内のときは、本市と協議する。協議の結果、必要でないと判断された場合は、隣接地所有者の承諾を得て撤去する。
- (3) 沿線に境界未確定の道水路がある場合は、別紙1「境界確定における未確定の道水路の扱いについて」のとおり境界標を設置する。
- (4) 現地の構造上、境界標が設置できない場合等は、本市と協議の上で図上点とする。

- (5) 境界標の使用区分は、次のとおりとする。
- ア 境界杭は、土中及び舗装面に設置する。
  - イ 明示板は、コンクリート構造物に設置する。
  - ウ 鉋は、境界杭や明示板が使用できない場合に設置する。
- (6) 境界標印の使用区分は、次のとおりとする。
- ア 斜矢↘は、折点及び交点に設置する。
  - イ 直矢↑は、直線上の中間点及び方向止めの境界点に設置する。
- (7) 境界杭の設置施工方法は、別紙2「境界杭埋設 標準構造図」を参照する。
- (8) 市境界標は、本市が管理する道水路等の敷地内に設置する。
- (9) 境界杭、明示板及び基準点鉋は、本市が支給する。
- (10) 境界標の設置誤差
- ア 新設の境界標の場合
 

境界点のX・Y座標は計算値による数値で決定されるので、設置時の許容誤差は下記のとおりとし、その範囲に入らないときは再設置する。

    - (ア) 明示板及び鉋については、X・Y座標値とも2mm以内
    - (イ) 境界杭については、X・Y座標値とも3mm以内
  - イ 既設の境界標の場合
 

ラップ区間の境界点と既設境界標との許容誤差は次のとおりとし、その範囲に入らないときは、本市の指示により正しい位置に復元する。なお、誤差数値は座標計算で算出し、メートルを単位とし、小数点以下第3位を四捨五入したものとする。

    - (ア) 幅員(W)
      - a  $W \leq 4.0\text{m}$ は、0cmとする。
      - b  $4.0\text{m} < W \leq 10.0\text{m}$ は、1cmまでとする。
      - c  $10.0\text{m} < W$ は、2cmまでとする。
    - (イ) 杭間距離(L)
      - a  $L \leq 10.0\text{m}$ は、1cmまで、 $0^{\circ} 1' 00''$ までとする。
      - b  $10.0\text{m} < L$ は、2cmまで、 $0^{\circ} 0' 30''$ までとする。
- (11) 撤去した既設境界標を再使用する場合は本市と協議する。ただし、平成17年度まで使用していた境界標は再使用しない。なお、撤去した既設市境界明示板及び既設市境界杭は、本市担当課窓口へ搬入する。また、コンクリート製既設市石杭の処分については、本市と協議する。

## 9 既設境界標の確認

- (1) 既設境界標を確認する範囲は、点間距離に変更があった点から1スパンラップさせた範囲とする。
- (2) 許容誤差は前記(10)のイのとおりとし、その範囲外の場合は打合せの時に本市に報告する。また、既設境界点による幅員が一定でなく、かつ幅員の根拠が明確な場合の許容誤差は、本市と協議する。
- (3) ラップ区間で、1スパンの既設境界標の間隔が40mを超える場合は、本市と対応を協議する。

## 10 境界確定図の作成方法

- (1) 境界確定図の作図は、点間距離に変更があった点から1スパンラップさせた範囲とする。
- (2) 境界確定図はCADデータ(SFC形式)で作成する。
- (3) 境界確定図の縮尺は、原則1:250とし、用紙サイズは次のとおりとする。
  - ア A3に作図範囲が収まる場合は、A3とする。
  - イ A2に作図範囲が収まる場合は、A2とする。
  - ウ A1に作図範囲が収まる場合は、A1とする。
  - エ A1に作図範囲が収まらない場合は、本市と協議する。
- (4) CADデータ内のレイヤーは3分割以上とし、色の使分けは次のとおりとする。
  - ア 各種枠線の色、方位記号、文字(字名等、黄色で指定していないもの全て)及び接合線は、緑色で描く。
  - イ 境界線、地番、路線番号、境界点及び基準点番号は、黄色で描く。
  - ウ 現況平面図化部分(境界線と重なる場合は、境界線レイヤーを手前に表示)は青色で描く。
- (5) CADデータ内のレイヤー色(RGB表色系)は次のとおり数値を指定する。

|    | R   | G   | B   |
|----|-----|-----|-----|
| 黄色 | 255 | 255 | 0   |
| 青色 | 0   | 50  | 255 |
| 緑色 | 0   | 150 | 0   |

- (6) 文字等は図化した線に掛からないように見やすく表示し、見づらい箇所は拡大図を境界確定図内に表示する。
- (7) その他、境界確定図の様式及び記入例は別紙3のとおりとする。

## 1 1 境界標設置・撤去及び既設境界標写真

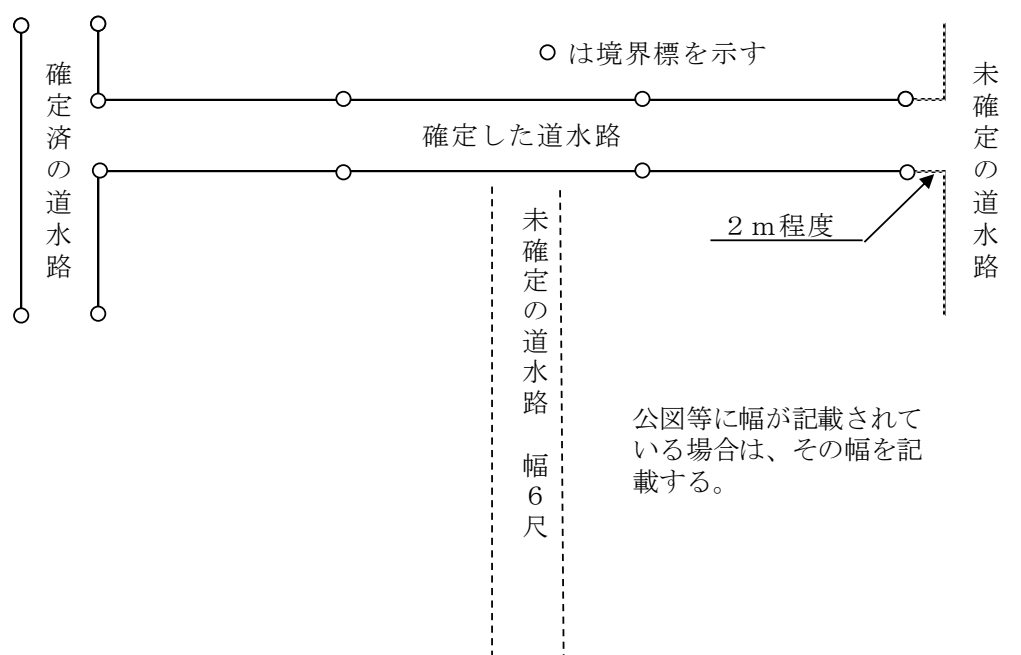
- (1) 境界標の写真は、1 つの境界標につき A 4 用紙 1 枚を使用し、可能な限り大きく見やすく掲載する。
- (2) 次の 3 種類の境界標を撮影する。ただし、新設境界標と既設境界標の撮影の際は、座標値の位置にポールを立て、境界標との位置関係を明示する。
  - ア 新設境界標の場合は、設置前の遠景、設置前の近景、設置後の近景の写真計 3 枚を撮影する。
  - イ 撤去境界標の場合は、撤去前の遠景、撤去前の近景、撤去後の近景の写真計 3 枚を撮影する。
  - ウ 既設境界標の場合は、遠景と近景の写真計 2 枚を撮影する。

以 上

## 境界確定における未確定の道水路の扱いについて

## ★未確定の道水路がある場合

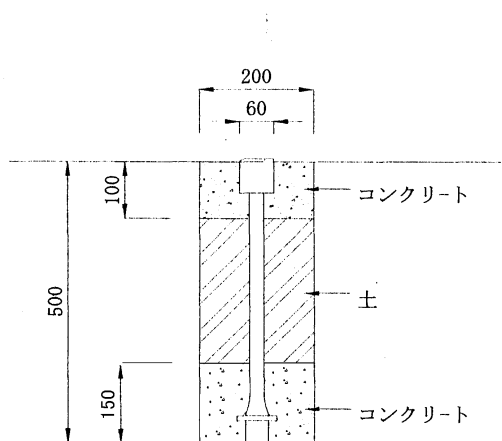
- ・未確定の道水路が起終点にある場合は、交点付近から2 m程度手前に埋標する。
- ・未確定の道水路が中間にある場合は、図のように記載する。



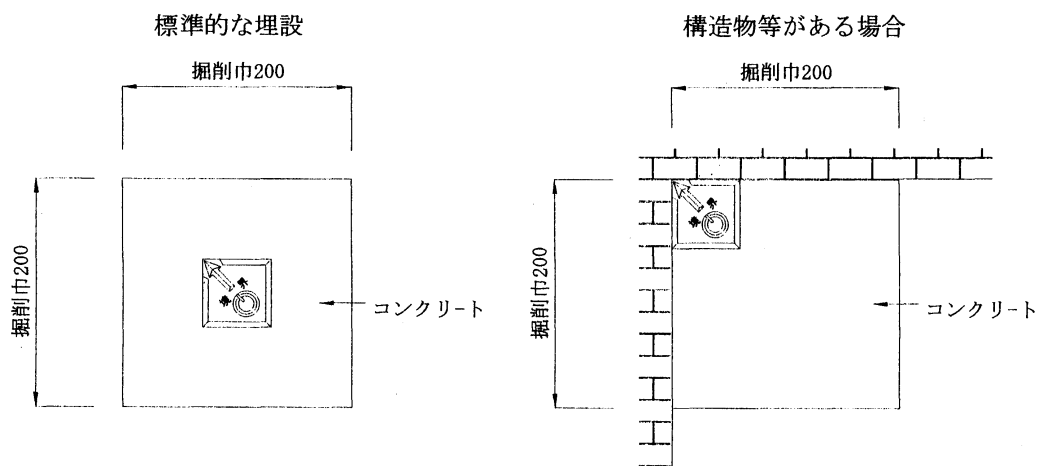
※将来に「未確定の道水路」を確定するときには手前止めした「確定した道水路」の承諾は不要とする。

# 境界杭埋設 標準構造図

断面図



平面図



## 境界確定図の様式

境界確定図を図化する様式は次のとおりとする。

## 1 際の線の種類と太さ

| 種 別     | 線 の 種 類                                                                           | 線の太さ（単位：mm） |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 境界線（確定） |  | 0.25        |
| 〃（不調）   |  | 0.20        |
| 幅員線     |  | 0.15        |
| 行政界     |  | 0.40        |
| 大字界     |  | 0.30        |

## 2 タイトル・数字等の大きさ及び太さ

| 名 称         | 大きさ（単位：mm） | 太さ（単位：mm） |
|-------------|------------|-----------|
| 杭間距離        | 1.8        | 0.25      |
| 幅員          | 2.0        | 0.25      |
| 境界点名        | 2.0        | 0.25      |
| 基準点名        | 2.0        | 0.25      |
| 路線名・水路      | 4.0        | 0.25      |
| タイトル名       | 10.0       | 0.70      |
| 字名<br>市町村名  | 5.0        | 0.25      |
| 確定済<br>文書番号 | 3.0        | 0.25      |
| 委託番号等       | 5.0        | 0.30      |

フォントは文字、数字全てMSゴシック（全角）とする。

### 3 境界標・鉾・基準点等の種類と記号、図化する際の大きさ及び太さ

＊線の太さは、0.13mm とする。

| 記号  | 種別      | 大きさ（単位：mm） | 摘要                   |
|-----|---------|------------|----------------------|
| ○   | 新設 市境界杭 | 2.0        |                      |
| ⊕   | 既設 市境界杭 | 2.0        |                      |
| ●   | 新設 市明示板 | 2.0        |                      |
| ◎   | 既設 市明示板 | 2.0        |                      |
| ●   | 新設 鉾    | 1.0        |                      |
| ○   | 既設 鉾    | 1.0        |                      |
| ■   | 新設 民境界杭 | 1.5        |                      |
| 田   | 既設 民境界杭 | 1.5        |                      |
| ■   | 新設 民明示板 | 1.5        |                      |
| 回   | 既設 民明示板 | 1.5        |                      |
| ● 図 | 図上点     | 1.0        | 文字の大きさ及び太さは杭間距離と同等程度 |
| ▲   | 市基準点鉾   | 1.3        | 平4級                  |
| △   | その他基準点  | 1.3        | 平多角等                 |

### 4 特殊例

- (1) 神奈川県の場合、境界標記号の右上に「県」と表示
- (2) 国土交通省等、国関連の境界標の場合は、境界標記号の右上に「国」と表示
- (3) 既設境界標で座標上の位置との誤差がある場合は、次のとおり表示
  - ア 8（10）イ 既存の境界標の許容範囲内の場合… 境界標マークのみ表示
  - イ 8（10）イ 既存の境界標の許容範囲外の場合… 境界標マークの右上に「座」又は「Z」を付記
  - ウ 100mm＜誤差 … 図上点とする
- (4) 境界標を地表よりも深く設置した場合は、境界標記号の右上に「埋」と表示